

2024年度版

官 庁 訪 問 ガ イ ド

総合職試験(教養区分)

2024年2月14日
人事院人材局企画課

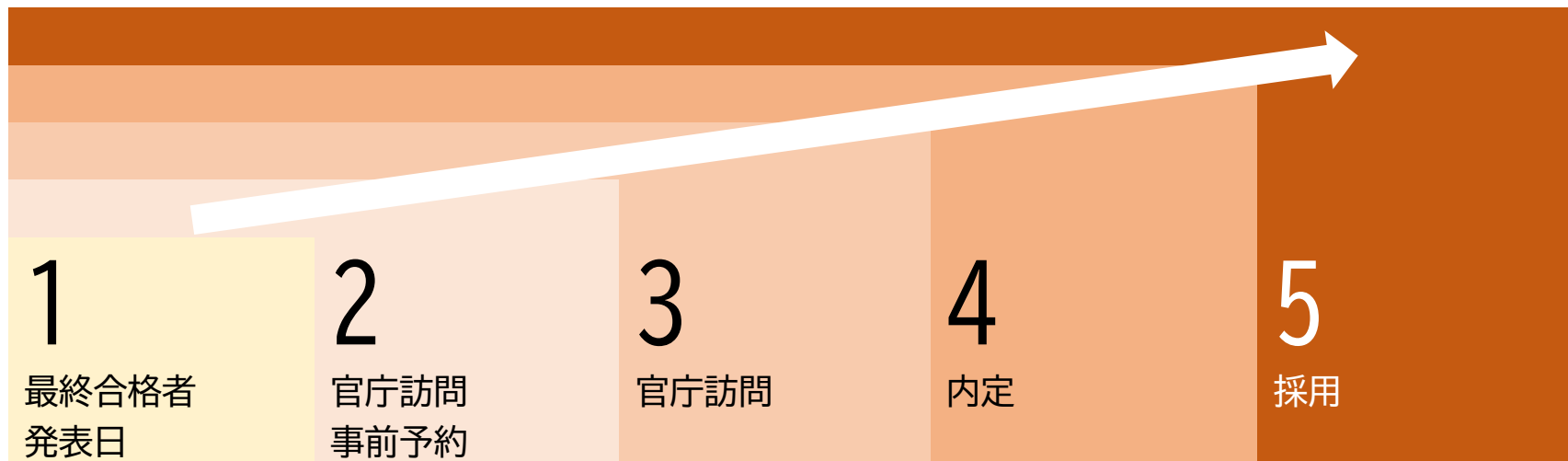
CONTENTS

この「官庁訪問ガイド」は、各省庁人事担当課長会議申合せにより決定された、国家公務員採用総合職試験(教養区分)に関する2024年度の「官庁訪問ルール」等の内容(※)について解説したものです。
「官庁訪問ルール」の本文は、「国家公務員試験採用情報NAVI」で御確認ください。
また、国家公務員採用総合職試験に関する受験資格や日程等については、必ず「受験案内」を御参照ください。

※ 原則として、2024年度国家公務員採用総合職試験のうち「教養区分」に最終合格し、2025年4月の採用を目指す方のための官庁訪問を想定していますが、採用希望時期を延期する方も是非、御参照ください。
また、「法務区分」及び「教養区分」の過年度試験における最終合格者の方は、いわゆる総合職試験「春試験」の最終合格者を対象とした、夏の官庁訪問に御参加いただくこととなりますので、「春試験」向けの「官庁訪問ガイド」を御一読いただくと幸いです。

採用までの基本的な流れ	2
官庁訪問について	3
官庁訪問スケジュール	6
官庁訪問のプロセス	7
採用希望年度に応じた官庁訪問	10
採用希望年度等に関する意向確認	12
官庁訪問の参加年度	13
広報活動	20
官庁訪問等に関するQ&A	21

採用までの基本的な流れ



	2024年				2025年
教養区分	12月12日（木） 午前9:00	12月12日（木） 午前9:00 以降開始	12月16日（月） 午前9:00 以降開始	12月19日（木） 午前9:00 解禁	4月1日

官庁訪問について①

「官庁訪問」とは

- ✓ 「官庁訪問」とは、受験者が志望する省庁を訪問し、各省庁の職員から業務説明や面接などを受けていただくもので、志望する省庁に採用されるための重要なステップ(採用選考活動)です。
- ✓ 国家公務員採用試験の最終合格＝採用ではありません。
- ✓ 志望する省庁に採用されるためには必ず官庁訪問へ参加し、志望省庁から、内々定や内定を得る必要があります。

「官庁訪問ルール」とは

- ✓ 官庁訪問に関する日程、制約、その他の事項については、毎年度、「各省庁人事担当課長会議申合せ」により決定されています。
- ✓ これを「官庁訪問ルール」といいます。各省庁や受験者の皆様は、このルールに従って行動する必要があります。
(「各省庁人事担当課長会議申合せ」は、「国家公務員試験採用情報NAVI」に掲載しています。)

「官庁訪問」の訪問形式について

- ✓ 従来は全て対面型のみで行われていましたが、近年では、オンラインによる官庁訪問も実施されています。
- ✓ どちらの形式で実施されるかは、各省庁の判断となります。

官庁訪問について②

なぜ「官庁訪問」が必要なのか

- ✓ 国家公務員の業務は多種多様であり、各省庁は、採用しようとする受験者が、その省庁の行政を推進するに当たり、求める人材として適しているかなど、様々な観点から確認する必要があります。
- ✓ また、受験者の皆様においても、国家公務員として新たな職業生活をスタートさせるわけですから、自分がやりたい仕事は何か、どういう職場で働きたいかなど、様々な思いを踏まえて、志望する省庁で職務に従事することが自分にとって適切な選択となるのか、見極める必要があります。
- ✓ そのため、各省庁と受験者の皆様との間でいわゆる「マッチング」を図り、双方が納得した上で、採用に至ることができるよう、国家公務員採用試験における人物試験とは別個のものとして、「官庁訪問」の機会を設けているところです。
- ✓ 受験者の皆様におかれましては、この機会を活用し、志望する様々な省庁の面接等を受け、志望省庁に関する知識や理解をより深めると共に、積極的に自己PRをし、結果として悔いの残らないよう、また、最善の選択ができるよう、官庁訪問を乗り越えていただければ幸いです。

「官庁訪問」の前に・・・

- ✓ まずは、各省庁別の採用予定も確認の上、どの省庁を志望するのかをよく検討してください。採用試験に最終合格してから検討を始めるのではなく、できるだけ早めに、各省庁のホームページ等を閲覧したり、業務説明会に参加することで、様々な省庁の政策等を確認し事前に検討しておくことをお勧めします。

官庁訪問について③

「官庁訪問」当日について

官庁訪問における1日の流れについては、参考イメージとなりますが、右図のとおりです。

各省庁によって、時間や流れは異なりますが、基本的には、1日に複数回の面接が行われます。

各省庁の職員から直接業務説明や経験談を聞いたり、職員に対する質問等を通じて、事前には分からなかった情報を入手したり、職場の雰囲気を感じ取ることもできるかと思えます。

同一省庁に再度の訪問が必要となる場合もありますが、その場合には、訪問先の省庁からその旨をお知らせします。

なお、官庁訪問の事前予約の有無、官庁訪問当日に必要な書類や留意事項、訪問形式、オンラインの場合に必要なツールなど、詳細については、事前に各省庁のホームページ等を御確認ください。

A省の官庁訪問における1日の流れ (参考イメージ)

8:30	受付
9:00	原課面接① ・政策・制度等担当職員による 面接、業務説明など
	待機
	原課面接②
12:00頃	昼休憩・待機
13:30頃	原課面接③
	待機
夕方	採用担当による面接①
	待機
	採用担当による面接②
18:00	終了
→当日又は後日、次の訪問日等に関する連絡	

官庁訪問スケジュール（教養区分）

12月									
11	12	13	14	15	16	17	18	19	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	最終合格者発表日	官庁訪問の予約受付可能		(原則接触不可)	(原則接触不可)	官庁訪問開始日			内定解禁
	←-----→				←-----→				

各省庁が定める期間中に、
官庁訪問開始日以降の予約を受付

最終合格者発表日から官庁訪問開始日
午前9時までの間は、対面での広報活
動等は不可

午前9時以降、官庁訪問開始

午前9時以降、内定解禁

官庁訪問のプロセス①(事前予約等)

最終合格者発表

- ✓ 最終合格者発表日は、12月12日（木）午前9時となります。

官庁訪問の事前予約

- ✓ 各省庁は、最終合格者発表日時以降、電話、メール等の方法により、官庁訪問の予約受付を開始します。受験者の皆様は、必ず予約受付開始日より前に、各省庁のホームページを確認して予約申込方法を把握の上、予約開始日時以降、最終合格者発表結果の確認後、志望する省庁に官庁訪問の予約申込みを行ってください。

接触制限期間

- ✓ 最終合格者発表日(12月12日(木))から官庁訪問開始日時(12月16日(月)午前9時)までの間は、各省庁は、面接等の選考活動はもちろんのこと、対面による広報活動は一切行わないこととなっています。(各省庁のホームページ、メーリングリスト、SNS(Facebook、X(旧Twitter)等)、オンライン会議ツール等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは制限されていません。)

官庁訪問のプロセス②(官庁訪問期間)

官庁訪問

- ✓ 教養区分の官庁訪問は、クール制ではありません。官庁訪問期間中、任意の省庁に訪問することができます（事前に各省庁の採用予定を御確認ください。）。
12月16日（月）午前9時から訪問開始となります。

12月			
16	17	18	19
月	火	水	木
訪問開始			内定解禁
官庁訪問期間			

※ 教養区分について、19日の午前9時に内定解禁しますが、その後も官庁訪問を実施しても支障はありません。

官庁訪問のプロセス③(官庁訪問終了後)

内定

- ✓ 「内定」の解禁は12月19日（木）午前9時となりますが、内定の通知や関連する事務手続は、翌日以降となる場合もあります。
- ✓ また、各省庁は、同解禁日時までの間は、受験者に対し内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わないことになっています。
- ✓ 官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。（「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。）
- ✓ 採用内定は、1つの省庁からしか応諾することができず、採用内定後には、他省庁の面接に応じることはできません。採用の面接等の連絡を受けた場合には、既に他省庁に採用内定していることを伝えてください。

採用

- ✓ 2024年度の官庁訪問に参加の上、内定を得た方の採用は、おおむね2025年4月1日以降となります（毎年度行われる官庁訪問は、「翌年度の4月の採用に向けた採用選考活動」となります。）。ただし、既卒の受験者など、内定を得た省庁と事前に調整の上、早期に採用されること（例えば、2月1日付け採用など）もあり得ます（欠員状況等によりますので、希望しても必ず早期に採用されるわけではありません。）。

採用希望年度に応じた官庁訪問①

受験者の採用希望年度に応じた官庁訪問について

- ✓ 国家公務員採用試験の最終合格者は、「採用候補者名簿」に記載されます。各省庁は、この名簿に記載された者の中から採用することになります。
- ✓ 総合職試験(教養区分)に係る採用候補者名簿の有効期間は、2023年受験者より最終合格者発表日から6年6ヶ月間となります。(2022年以前の試験の最終合格者については、3年間になりますので、ご注意ください。)
- ✓ 採用候補者名簿の有効期間内に官庁訪問を行うだけでなく「採用」される必要があります。
- ✓ 採用された場合は、採用候補者名簿から削除されます。
- ✓ 毎年度行われる官庁訪問は、「翌年度の4月の採用に向けた採用選考活動」となります。そのため、採用希望年度を延期し、2026年4月の採用を目指すためには、2025年度の官庁訪問に参加する必要があります。
例えば、教養区分の場合、大学3年次(2024年度)に採用試験を受験して最終合格し、大学を卒業した後の採用(2026年4月採用)を目指すため、2025年度の官庁訪問に参加するケースがそれに該当します。
- ✓ 総合職試験(教養区分)最終合格者の方が、採用希望時期を延期し、翌年度以降の官庁訪問に参加する場合は、総合職試験(春試験)の最終合格者向けに実施される夏の官庁訪問に参加いただくこととなります。
- ✓ 2025年度以降の官庁訪問ルール(日程含む)は、各年度の各省庁人事担当課長会議申合せにより決定されますので、現時点では未定となります。

採用希望年度に応じた官庁訪問②

総合職試験に関する夏の官庁訪問と秋の官庁訪問について

- ✓ 毎年度、総合職試験(教養区分)の最終合格後に実施される官庁訪問は、当該年度試験の最終合格者かつ翌年度4月の採用希望者向けに実施されるものです。
(例:2024年度総合職試験(教養区分)最終合格者で2025年4月の採用を希望する受験者は、2024年度の官庁訪問(総合職試験(教養区分))に参加する)
- ✓ 毎年度の夏頃(6~7月)に、総合職試験(教養区分を除く、いわゆる「春試験」)最終合格者向けの官庁訪問を実施していますが、これには、教養区分の過年度試験における最終合格者かつ翌年度4月の採用を希望する方も一緒に参加していただくこととなります。
- ✓ 採用希望年度を延期し、翌々年度4月以降の採用を希望する受験者は、翌年度以降の総合職試験最終合格者向けに実施される夏の官庁訪問に参加してください。
(例:2024年度総合職試験(教養区分)最終合格者で2026年4月の採用を希望する受験者は、2025年度の夏の官庁訪問に参加する)

採用希望年度等に関する意向確認

受験者の採用希望年度等に関する意向確認について

- ✓ 総合職試験(教養区分)受験者の皆様には、第1次合格通知書のダウンロードの際に、採用希望年度などの「採用志望情報」を登録していただきます。
登録いただいた「採用志望情報」は、個人情報の保護に十分留意した上で、人事院から採用を予定している各省庁に提供されます(採用事務以外の目的に使用することはありません)。
- ✓ メールアドレスも提供しますので、合格後も連絡が取れるメールアドレスを登録してください。正しく登録いただかないと、面接の御案内や意向確認ができない場合がございます。
- ✓ 最終合格者発表後、「採用志望情報」で登録いただいた採用希望年度を変更する場合は、「意向届(オンラインシステム)」により、採用希望年度の変更について報告していただきます。
「意向届」において変更いただいた「採用志望情報」は、個人情報の保護に十分留意した上で、人事院から採用を予定している各省庁に提供されます(採用事務以外の目的に使用することはありません)。
- ✓ 「意向届」は、採用希望年度を変更する場合のほか、採用内定した場合、今後の採用を希望しない場合、引き続き採用を希望する場合、連絡先を変更する場合など、最終合格後に提出していただくこととなりますので、御留意ください。
- ✓ 「採用志望情報」、「意向届」等の登録・提出方法その他の詳細については、第1次試験日及び第2次試験日において配布される資料などを御確認ください。

官庁訪問の参加年度①

ケース①（採用試験合格年度に官庁訪問し、翌年度4月の採用となるケース）

2024年度の採用試験(教養区分)に最終合格、同年度に官庁訪問を行い、2025年4月から採用

2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
										最終合格	■
										官庁訪問	→内定

2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
採用（名簿削除）											

2026年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
採用（名簿削除）											

2031年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
採用（名簿削除）											

メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

- ✓ 最終合格した年度の官庁訪問に参加し、翌年度4月の採用を目指します。大学4年生で総合職試験(教養区分)に合格し、学部卒業後の採用を希望する場合は、このケースに該当します。

官庁訪問の参加年度②

ケース②（採用試験合格年度は官庁訪問せず、翌年度に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2024年度の採用試験(教養区分)に最終合格、2025年度に官庁訪問を行い、2026年4月から採用

2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
											最終合格
											(大学3年次)

2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
											官庁訪問→内々定
											内定

2026年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
											採用(名簿削除)
											(大学卒業)

2031年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
→											

メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

- ✓ 採用希望年度を1年延期し、最終合格した年度の官庁訪問には参加せず、翌年度の(夏の)官庁訪問に参加し、次の4月の採用を目指します。
- ✓ 教養区分において、大学の学部3年次に総合職試験を受験して最終合格し、大学を卒業した後の採用を希望する場合などは、このケースに該当します

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

官庁訪問の参加年度③

ケース③（採用試験合格年度及び翌年度は官庁訪問せず、翌々年度に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース①）

2024年度の採用試験(教養区分)に最終合格、2026年度に官庁訪問を行い、2027年4月から採用(大学卒業の例)

2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
										最終合格	
										(大学2年次)	

2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学3年次)											

2026年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問→内々定 内定											

2027年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学卒業)			採用 (名簿削除)								

2031年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
→											

メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

- ✓ 採用希望年度を2年延期し、最終合格した年度や翌年度の官庁訪問には参加せず、翌々年度の(夏の)官庁訪問に参加し、次の4月の採用を目指します。
- ✓ 大学の学部2年次に総合職試験(教養区分)を受験して最終合格した後、大学卒業した後の採用を希望する場合などは、このケースに該当します。

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

官庁訪問の参加年度④

ケース④（採用試験合格年度及び翌年度は官庁訪問せず、翌々年度に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース②）

2024年度の採用試験(教養区分)に最終合格、2026年度に官庁訪問を行い、2027年4月から採用(修士課程修了の例)

2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
										最終合格	
										(大学4年次)	

2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学卒業)			(大学院へ入学)								

2026年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問						→内々定		内定			

2027年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(修士課程修了)			採用 (名簿削除)								

2031年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
→											

メモ

- … 採用候補者名簿の有効期間
- ✓ 採用希望年度を2年延期し、最終合格した年度や翌年度の官庁訪問には参加せず、翌々年度の(夏の)官庁訪問に参加し、次の4月の採用を目指します。
 - ✓ 大学の学部4年次に総合職試験(教養区分)を受験して最終合格した後、大学院に入学し、修士課程を修了した後の採用を希望する場合は、このケースに該当します。

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

官庁訪問の参加年度⑤

ケース⑤（採用試験合格年度及び翌年度は官庁訪問せず、4年後に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2024年度の採用試験に大学4年で最終合格、民間企業に就職し、2028年度に官庁訪問を行い、2029年4月から採用

2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
											最終合格
											(大学4年次)

2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学卒業)			(民間企業へ就職)								

2028年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
											官庁訪問→内々定
											内定

2029年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(民間企業退社)			採用 (名簿削除)								

→ 2031年6月

メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

- ✓ 採用希望年度を5年延期し、最終合格した年度や翌年度の官庁訪問には参加せず、最終合格した年度の4年後の年度に(夏の)官庁訪問に参加し、次の4月の採用を目指します。
- ✓ 大学の学部4年次に総合職試験(教養区分)を受験して最終合格した後、民間企業に就職し、4年間民間企業勤務を経験した後の採用を希望する場合などは、このケースに該当します。

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

官庁訪問の参加年度⑥

ケース⑥（採用試験合格年度及び翌年度は官庁訪問せず、5年後の（夏）に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2024年度の採用試験(教養区分)に最終合格、2029年度に官庁訪問を行い、2030年4月から採用

2024年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
										最終合格 大学4年次	
2025年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学卒業)			(大学院進学)								
2027年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(修士課程修了)				(博士課程進学)							
2029年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問 → 内々定 内定											
2030年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(博士課程修了)			採用 (名簿削除)								

→ 2031年6月

メモ

- … 採用候補者名簿の有効期間
- ✓ 採用希望年度を5年延期し、最終合格した年度の5年後の(夏の)官庁訪問に参加し、次の4月の採用を目指します。
 - ✓ 大学の学部4年次に総合職試験を受験して最終合格した後、大学院に入学し、修士課程、博士課程を修了した後の採用を希望する場合などは、このケースに該当します。

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

官庁訪問の参加年度⑥


その他

- ✓ 採用候補者名簿の満了年度における官庁訪問には参加することができません(下図のとおり)。2024年度採用試験(教養区分)の最終合格者であれば、2024年度の冬の官庁訪問から2030年度の夏の官庁訪問まで参加することが可能ですが、2031年度の官庁訪問は対象外(次の4月時点では名簿有効期間を経過してしまうため)となります。(※総合職試験(教養区分)最終合格者発表後に行われる冬の官庁訪問は、当該年度の総合職試験(教養区分)最終合格者を対象とした官庁訪問ですので、原則として過年度合格者は訪問できません。2031年4月の採用を目指す方は2030年度の夏の官庁訪問に参加してください。)
- ✓ 例えば、当該年度における官庁訪問のマッチングがうまくいかず、翌年度の夏の官庁訪問に再度参加する場合など、毎年度連続して官庁訪問に参加することも可能ですが、官庁訪問は「翌年度の4月の採用に向けた採用選考活動」であるため、例えば、2026年4月の採用を目指す方が2024年度の官庁訪問に参加することはできません(その場合、2025年度の夏の官庁訪問に参加することになります)ので、御留意ください。
 なお、採用希望年度の登録や変更については、12ページを御参照ください。

2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
											最終合格

2031年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
											
(有効期間満了に伴う名簿の失効)											
官庁訪問											

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

広報活動

広報活動について

- ✓ 各省庁は、例年3月以降、広報活動(採用を目的として各種情報等を学生等に対し広く発信していく活動)を開始します。省庁ごとに開催される業務説明会や、人事院が主催し各省庁が参加する合同業務説明会など、対面型又はオンラインによる様々なイベントが実施されます(採用を目的としない啓発活動は、時期を限定せず実施しています。)
- ✓ 業務説明会へ積極的に参加して、興味のある、あるいは志望する省庁の業務内容や採用予定等の情報を得ていただくことをお勧めします。なお、業務説明会への参加はあくまで任意であり、参加しなかったとしても、そのことを理由に不利に扱われることはありません。また、業務説明会において採用選考活動が行われることはありません。
- ✓ 業務説明会の日程等については、各省庁のホームページ、SNSや人事院の「国家公務員試験採用情報NAVI」に掲載しているほか、「国家公務員試験採用情報X(旧Twitter)」、メールマガジンなどでも御案内しています。
- ✓ 各省庁は、第1次試験日(筆記試験)(9月29日(日))以降に説明会を開催する場合は、第2次試験日(面接等)、学事日程等、学生等の都合を考慮し参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数日程で行い、また、可能な限りオンライン会議ツールも併用することとしています。
※ 各省庁が開催する説明会との重複を理由に、第2次試験(面接等)の日程を変更することはできません。
- ✓ 最終合格者発表日(12月12日(木))から官庁訪問開始日時(12月16日(月)午前9時)までの間は、各省庁は、面接等の選考活動はもちろんのこと、対面による広報活動は一切行わないこととなっています。(各省庁のホームページ、メールマガジン、SNS(Facebook、X(旧Twitter)等)、オンライン会議ツール等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは制限されていません。)

官庁訪問等に関するQ&A①

Q1 官庁訪問の開始前に、採用選考活動は行われないのでしょか。

A 各省庁は、官庁訪問開始前の選考活動は厳に慎むことになっています。一方で、広報活動は可能となっており、各省庁による様々な業務説明会が実施されますが、この広報活動の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は禁止されていますので、例えば、業務説明会やOB・OG訪問との名目で実質的に受験者を選考するような行為は、官庁訪問ルール違反となります。

なお、最終合格者発表日(12月12日(木))から官庁訪問開始までの間は、各省庁は、面接等の選考活動はもちろんのこと、対面による広報活動は一切行わないこととなっています。(各省庁のホームページ、メーリングリスト、SNS(Facebook、X(旧Twitter)等)、オンライン会議ツール等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは制限されていません。)

官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。(「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。)

Q2 官庁訪問は、オンラインで実施されることもあるのですか。

A オンライン形式で実施されるかどうかは、各省庁の判断となります。事前に各省庁のホームページを確認の上、官庁訪問の実施形式をチェックしておいてください。

官庁訪問等に関するQ&A②

Q3 官庁訪問における面接は、オンライン又は対面型で評価が異なるのですか。

A オンライン面接や対面型による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差が生じることはありません。

Q4 官庁訪問は、深夜まで行われることがあるのでしょうか。

A 各省庁は、オンラインや対面型といった面接方法の違いにかかわらず、できる限り待ち時間を縮減し、受験者を早期に帰宅させるよう最大限配慮するとともに、地方在住受験者に不利益とならないよう、十分留意することとされています。なお、官庁訪問の終了時刻については、可能な限り午後8時までとし、午後10時以降に実施することは禁止されています。官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。（「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。）

Q5 事前予約がなければ、官庁訪問することはできないのでしょうか。

A 各省庁は、事前予約制を導入した場合においても、官庁訪問の予約がない受験者の訪問について、柔軟に受け付けることとし、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わないこととしています。ただし、応対できる場所・職員数などの関係から、各省庁が事前予約外で1日に受け入れることができる受験者数には限界もありますので、受付できない場合もあります。あらかじめ御承知おきください。なお、事前予約は、最終合格者発表の結果を確認してから行ってください。

官庁訪問等に関するQ&A③

Q6 遠隔地からの訪問となるのですが、訪問開始時期が遅れたことにより、官庁訪問で不利に扱われることはありませんか。

A 訪問開始時期が遅れたことを理由に不利に扱われることはありません。
各省庁は、地方在住受験者、民間企業等併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底することとなっています。そのため、「初日に来なければ採用しない」等の言動は、官庁訪問ルール違反となります。
また、民間企業の面接等の予定がある受験者の行動を過度に制限することのないよう配慮することになっています。
官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。
(「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。)

Q7 官庁訪問の事前予約の際、省庁から連絡のあった訪問日時が学事日程と重なってしまったのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 当該省庁に事情を伝え、別の日時に訪問できるよう相談してみてください。
各省庁は、官庁訪問において、授業、試験、留学、教育実習など学生である受験者の事情を十分に勘案して面接等を行うこととされており、また、受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わないことになっています。

Q8 特定の大学や学部を卒業していなければ、官庁訪問の際に不利となるのでしょうか。

A そのようなことはありません。各省庁は、多様な人材を確保するため、職務の特殊性を踏まえつつ、特定の専門区分や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用するよう努めることになっています。

官庁訪問等に関するQ&A④

Q9 官庁訪問を経て、採用候補者名簿の有効期間内に採用内定となればよいのでしょうか。

A 採用内定ではなく、採用候補者名簿の有効期間内に「採用」される必要がありますので、御注意ください。
採用候補者名簿の有効期間を経過した後は、当該名簿から採用されることはありません。

Q10 官庁訪問の際に提出を求められた書類の記載内容について質問があります。どちらに連絡すればよいのでしょうか。

A 官庁訪問当日に必要な書類や留意事項、訪問形式、オンラインの場合に必要なツールなど、詳細については、各省庁の判断で決定しており、人事院では把握していませんので、書類の記載内容に関する質問や訪問日時・形式の御相談などは、訪問先となる各省庁に御連絡ください。

Q11 第1次試験日（9月29日（日））から官庁訪問開始までの間に受験者側から各省庁に問合せをしてもよいですか。

A 問合せを行うことは差し支えありません。
なお、外形的に選考活動と判断される行為は禁止されていますので、受験者側から、問合せの趣旨を逸脱して、自己PRを行うなどの行為は御遠慮ください。

Q12 省庁が開催する説明会に参加したいのですが、第2次試験（面接等）の日程と重なっています。第2次試験（面接等）の日程変更はできますか。

A 各省庁が開催する説明会への参加を理由として第2次試験（面接等）の日程を変更することはできません。
各省庁は 第1次試験日（筆記試験）（9月29日（日））以降に説明会を開催する場合は、第2次試験日（面接等）、学事日程等、学生等の都合を考慮し参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数日程で行い、また、可能な限りオンライン会議ツールも併用することとしていますので、他の日程での参加をご検討ください。

官庁訪問等に関するQ&A⑤

Q13 官庁訪問におけるマッチングの結果、複数の省庁から良い感触を得ることができたのですが、今後、どのようにしたらよいでしょうか。

A 複数の省庁から良い感触を得た場合は、志望度の低い省庁の担当者に対して、志望度の高い省庁から良い感触を得た旨を正直に伝えるようにしてください。採用内定は、1つの省庁からのみ応諾してください。

Q14 官庁訪問したのですが、うまくマッチングできず、内定を得ることができませんでした。引き続き、翌年度の4月における採用を希望しているのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 官庁訪問期間の経過後、各省庁における官庁訪問は基本的に終了しますが、採用予定数に達していない省庁などでは、各省庁の判断により、引き続き受験者の参加を募り、当該年度内に面接等を実施する場合があります。人事院では、各省庁における面接等の実施予定について詳細を把握しておりませんので、引き続き面接等を希望する場合には、各省庁のホームページ等で情報を御確認いただくか、各省庁に直接お問い合わせください。

なお、翌々年度4月以降の採用を目指すのであれば、採用候補者名簿の有効期間を踏まえつつ、次年度以降の(夏の)官庁訪問に再び参加することも可能です。

官庁訪問等に関するQ&A⑥

Q15 総合職試験（教養区分）の最終合格者発表日直後に実施される官庁訪問は、当該年度試験（教養区分）に係る最終合格者だけが対象となり、過年度試験（教養区分）の最終合格者は対象にならないのでしょうか。

A 総合職試験(教養区分)の最終合格者発表日直後に実施される官庁訪問は、原則として当該年度試験(教養区分)に係る最終合格者だけを対象としており、過年度試験(教養区分)の最終合格者は、いわゆる総合職試験「春試験」の最終合格者を対象とした、夏の官庁訪問に参加いただくことになります。
ただし、各省庁の判断により、当該年度試験(教養区分)に係る最終合格者以外を官庁訪問の対象者として含めて受け付ける場合もありますので、事前に各省庁のホームページを御確認ください。

Q16 過年度の総合職試験（教養区分）に最終合格しているのですが、改めて同試験を受験することなく、今年度の夏の官庁訪問に参加できるのでしょうか。

A 2022年度以前の総合職試験(教養区分)の採用候補者名簿に係る有効期間は、最終合格者発表日から3年間となっています。その有効期間内における採用に向けた夏の官庁訪問であれば、改めて試験を受験することなく官庁訪問に参加できます。(ただし、有効期間内に採用内定を得るだけでなく「採用」される必要がありますので、ご注意ください。)
例えば、2024年度の夏の官庁訪問には、2025年4月の採用を目指す方であれば、2024年度採用試験(春試験)の最終合格者に限らず、2023年度及び2022年度の採用試験(法務区分・教養区分)最終合格者も参加いただけることになります。

ただし、採用候補者名簿の有効期間内であっても、一度、いずれかの省庁に採用された場合は、採用された試験の採用候補者名簿から削除されることとなりますので、その場合は、官庁訪問に参加することができません(再度受験し直すいただく必要があります。)

官庁訪問等に関するQ&A⑦

Q17 大学の学部3年次に総合職試験（教養区分）を受験して最終合格した上で、大学を卒業した後の採用を希望しているのですが、いつ官庁訪問をすればよいのでしょうか。

A 官庁訪問は、その翌年度4月の採用に向けて実施されるものですので、例えば、大学3年次である2024年度の総合職試験（教養区分）に最終合格した後、卒業後である2026年4月の採用を希望するのであれば、2025年度の夏の官庁訪問に参加する必要があります。

なお、2025年度の官庁訪問ルール（日程含む）については、同年度の各省庁人事担当課長会議申合せにより決定されず。

Q18 2024年度の総合職試験（教養区分）に最終合格した場合、2025年4月ではなく2026年4月の採用を希望しているため、2025年度の夏に官庁訪問することを予定しています。

2025年度の官庁訪問に関する日程は、いつ頃決定されるのでしょうか。

A 毎年度2月頃、翌年度の官庁訪問ルールが決定され、日程もその中で確定しますので、2025年度の官庁訪問ルールについては、2025年2月頃に決定される予定です。

各省庁は、2026年4月採用に向けた官庁訪問については、（今後申し合わせる）2025年度の官庁訪問ルールに従うこととなりますので、2025年度の官庁訪問ルールにおける内々定解禁までの間は、受験者に対し、2026年4月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととされています。

官庁訪問等に関するQ&A⑧

Q19 2024年度の総合職試験（教養区分）に最終合格した場合、2025年4月ではなく、2026年4月の採用を希望しています。2024年度の官庁訪問に参加して、2026年4月の採用に向けた内々定や内定を得ることはできないのでしょうか。

A 各省庁は、2026年4月採用に向けた官庁訪問については、(今後申し合わせる)2025年度の官庁訪問ルールに従うこととなります。2025年度の官庁訪問ルールにおける内々定解禁までの間は、受験者に対し、2026年4月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととされておりますので、2024年度の官庁訪問に参加して2026年4月の採用に向けた内々定や内定を得ることは、重大な官庁訪問ルール違反となります。2026年4月採用を目指す方は、2025年度の(夏の)官庁訪問に参加することになりますので御留意ください。

Q20 今年度の総合職試験（教養区分）を受験して最終合格した後、採用に至らないまま、翌年度も総合職試験（春試験や教養区分）を受験し最終合格した場合、今年度の採用候補者名簿からは削除されるのでしょうか。また、翌年度に受験して試験不合格となった場合、今年度試験の最終合格に影響はあるのでしょうか。

A 例えば、2024年度の総合職試験(教養区分)に最終合格した後、採用に至らないまま、2025年度の総合職試験(春試験や教養区分)を受験し最終合格した場合、2024年度及び2025年度の採用候補者名簿にそれぞれ記載されることになり、2024年度の名簿から直ちに削除されるわけではありません。なお、名簿の有効期間は、それぞれの試験の最終合格者発表日から5年間(教養区分は6年6ヶ月間)となります。この状態で採用される場合は、どちらかの名簿から採用されることとなります。

また、翌年度試験の受験結果が今年度試験の最終合格に影響を及ぼすことはありませんので、例えば、2024年度の総合職試験(教養区分)に最終合格した後、採用に至らないまま、2025年度の総合職試験(春試験や教養区分)を受験し不合格となった場合でも、2024年度の試験結果に対して、影響が生じることはありません。

官庁訪問等に関するQ&A⑨

Q21 各省庁は、内定の解禁日時までの間は、受験者に対して「内定、内々定に類似する言動」は厳に慎むこととされているようですが、具体的にどのような言動が該当するのでしょうか。

A 「内定、内々定に類似する言動」とは、例えば、「○日に来れば採用する」、「もう他省庁を回る必要はない」、「他省庁への訪問をやめれば採用する」、「○○省へ辞退の連絡をすれば採用する」、「あとは君の気持ち次第(でこちらの考えは決まっている)」、「明日は他省庁を回るな」、「明日は自宅(宿泊先)に電話を入れる(から他省庁を回るな)」など、他省庁訪問の可能性を閉ざすような言動が含まれます。
これらのいわゆる「オワハラ」と判断されるような行為は、官庁訪問ルール違反となります。

Q22 官庁訪問ルールに違反するような行為を受けましたが、どうしたらよいのでしょうか。

A 人事院では、「国家公務員試験採用情報NAVI」上で、官庁訪問専用の相談・通報窓口を設けています。官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。通報者の意向を踏まえながら事実関係の調査を行い、必要に応じて該当省庁に是正を求め、各省庁にその事実を通知いたします。また、事実関係の調査の結果、重大な違反行為であると判断された場合には、人事院のホームページに違反省庁名を公表いたします。

(違反事例)

- ・業務説明会と称して、外形的に採用選考活動と判断されるような行為が行われた。
- ・官庁訪問してはいけない期間中であるにもかかわらず、担当者から官庁訪問することを求められた。
- ・深夜(22時以降)まで待たされる、深夜に長時間の電話をされるなど、過度な拘束を受けた。
- ・内々定の解禁日より前に、内定や内々定に類似するような言動があった。

国家公務員採用試験に関する最新の情報はこちらをチェック！

国家公務員試験採用情報NAV I
<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>



国家公務員試験採用情報 X (旧Twitter)
https://twitter.com/jinjin_saiyo



国家公務員試験採用情報 Instagram
<https://www.instagram.com/jinjin.saiyo/>



国家公務員採用試験情報 Threads
<https://www.threads.net/@jinjin.saiyo>



国家公務員試験採用情報チャンネル (YouTube)
https://www.youtube.com/channel/UCTk_x9QBe3EnDPSP2a0DrQg

